

直方市 IT 等まちなか創業支援補助金の概要について

本事業では、直方市中心市街地への IT 事業の集積と新規創業の促進を目的として、中心市街地区域内で IT 事業を営もうとする方や、新たに創業する方を対象に、店舗改装費への補助金を交付します。

補助の条件等

補助対象者

IT 事業：情報サービス業（日本標準産業分類大分類 G の中分類 39）を営もうとするもの

新規創業：現在事業を営んでおらず、個人事業又は中小企業として新たに創業するもの（他の者から事業承継する場合を除く）

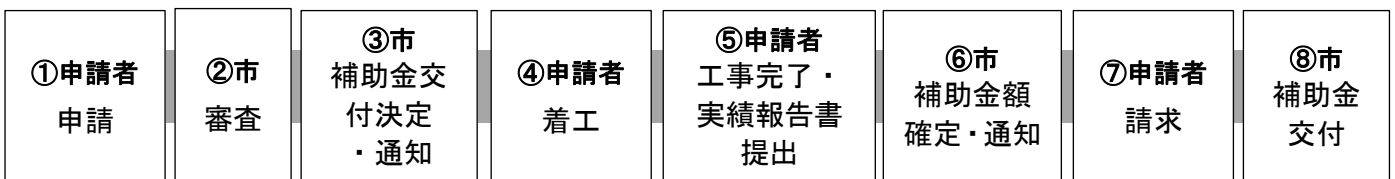
補助条件

- ・市町村税の滞納がないこと
- ・営業に許可や免許が必要な場合は、既に許認可等を得ているか、得る見込みが高いこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団関係団体及び暴力団関係者でないこと
- ・**新規創業**：直方市認定創業支援等事業または国の地域創業促進支援委託事業の支援を受けた証明を持っていること など

補助対象とならない事業

- ・風営法の届出が必要な事業
- ・金融業、保険業 ・不動産賃貸業、管理業
- ・バー、キャバレー等 ・連鎖販売業
- ・各種チェーン店（個人が創業する場合は可）

補助金交付までの流れ



※ 補助金交付決定通知前に着工した場合は、補助の対象となりません。

注意事項

○工事完了および実績報告書の提出は、工事完了後 30 日以内もしくは補助を申請した翌年度の 4 月 10 日までのいずれか早い日までに終える必要があります。

○詳細は、直方市 IT 等まちなか創業支援補助金交付要綱をご確認のうえ、下記連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせ先

直方市商工観光課（産業イノベーション推進係）
TEL 0949-25-2155
E-mail n-ino@city.nogata.fukuoka.jp